

**義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の  
確保等に関する法律案（仮称）骨子（座長試案）**

平成 28 年 2 月 2 日

**第一 総則**

**一 目的**

この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等（以下「教育機会の確保等」という。）に関する施策に関し、基本理念等の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とすること。

**二 基本理念**

教育機会の確保等に関する施策は、1から3までを基本理念として行われなければならないものとすること。

- 1 全ての学齢児童又は学齢生徒が安心して学校における普通教育を十分に受けられる環境が維持されるよう行われるとともに、不登校児童生徒が学校において普通教育を十分に受けられる環境の整備と併せて、その者の個別の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 2 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が適正に確保されるようにとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 3 国、地方公共団体、教育機会の確保等に資する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようすること。

**三 その他**

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等に関する規定を設けること。

**第二 基本指針**

- 1 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（2及び3において「基本指針」という。）を定めるものとすること。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。
  - i 教育機会の確保等に関する基本的な事項
  - ii 第三の不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する事項

- iii 第四の夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
  - iv その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
- 3 基本指針の案に関係者の意見を反映させるための措置及び基本指針の公表に関する規定を設けること。

### 第三 不登校児童生徒に対する教育機会の確保等

#### 一 学校において安心して普通教育を受けられるための指導の充実

国及び地方公共団体は、全ての学齢児童又は学齢生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学齢児童又は学齢生徒と教職員との信頼関係及び学齢児童又は学齢生徒相互の良好な関係の構築を図るため学校において行われる指導その他の取組を支援するために必要な措置を講ずるものとすること。

#### 二 不登校児童生徒に対する学校における支援

- 1 国及び地方公共団体は、学校において不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の支援の状況に係る情報を教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者相互間で共有することを促進するために必要な措置を講ずるものとすること。
- 2 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施するための学校の設置及び整備並びに当該学校における教育の充実に努めるものとすること。

#### 三 不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動に対する支援

- 1 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習に対する支援を行う教育施設の設置及び整備並びに当該教育施設における教育の充実に努めるものとすること。
- 2 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が行う学校以外の場における学習活動及び当該不登校児童生徒の心身の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとすること。
- 3 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様な学習活動の実情及び重要性に鑑み、その心身の状態、休養の必要性等に応じて当該学習活動の充実が図られるよう、不登校児童生徒及びその保護者の状況に配慮しつつ、これらの者に対する必要な情報の提供、助言、指導その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとすること。

## **第四 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等**

### **一 就学の機会の提供等**

地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかつたもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとすること。

## **二 協議会**

- 1 都道府県及びその区域内の市町村は、就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会を組織することができること。
- 2 協議会の構成員に関する規定等を設けること。

## **第五 教育機会の確保等に関するその他の施策**

### **一 調査研究等**

国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法等に関する調査研究及びこれに関する情報の収集等を行うものとすること。

## **二 国民の理解の増進**

国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

## **三 人材の確保等**

国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員その他の教育機会の確保等に携わる者（以下三において「教職員等」という。）の養成及び研修の充実を通じた教職員等の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものとの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

## **四 教材の提供その他の学習の支援**

第三及び第四のほか、国及び地方公共団体は、中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供（通信の方法によるものを含む。）その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

## **五 相談体制の整備**

国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びその家族からの教育及び福祉に関する相談等に総合的に応ずることができるようするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとすること。

## **第六 その他**

### **一 施行期日**

この法律は、公布の日から施行すること。

### **二 検討**

- 1 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。
- 2 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて教育機会の確保の在り方の見直しを含め必要な措置を講ずるものとすること。